

# 資料2 草津市立地適正化計画 見直しの概要

## 1. 計画見直しの必要性 (R4中間検証より)

- 国の制度改定に伴う防災指針の追加および、災害リスク分析等を踏まえた誘導区域の一部見直しを検討する。
- 詳細な災害リスク分析と防災まちづくりの検討
- 防災指針の検討内容や中間検証での考察を踏まえた居住誘導区域と都市機能誘導区域の適正見直し

## 2. 見直しのポイント

### ○防災指針

- 災害リスクの現状
- 防災・減災に向けた課題
- 防災まちづくりの取組方針

### ○居住誘導区域

- 誘導区域見直しの考え方と方向性
- 令和3年3月に市街化編入した地区を対象とした追加指定の検討

### ○都市機能誘導区域

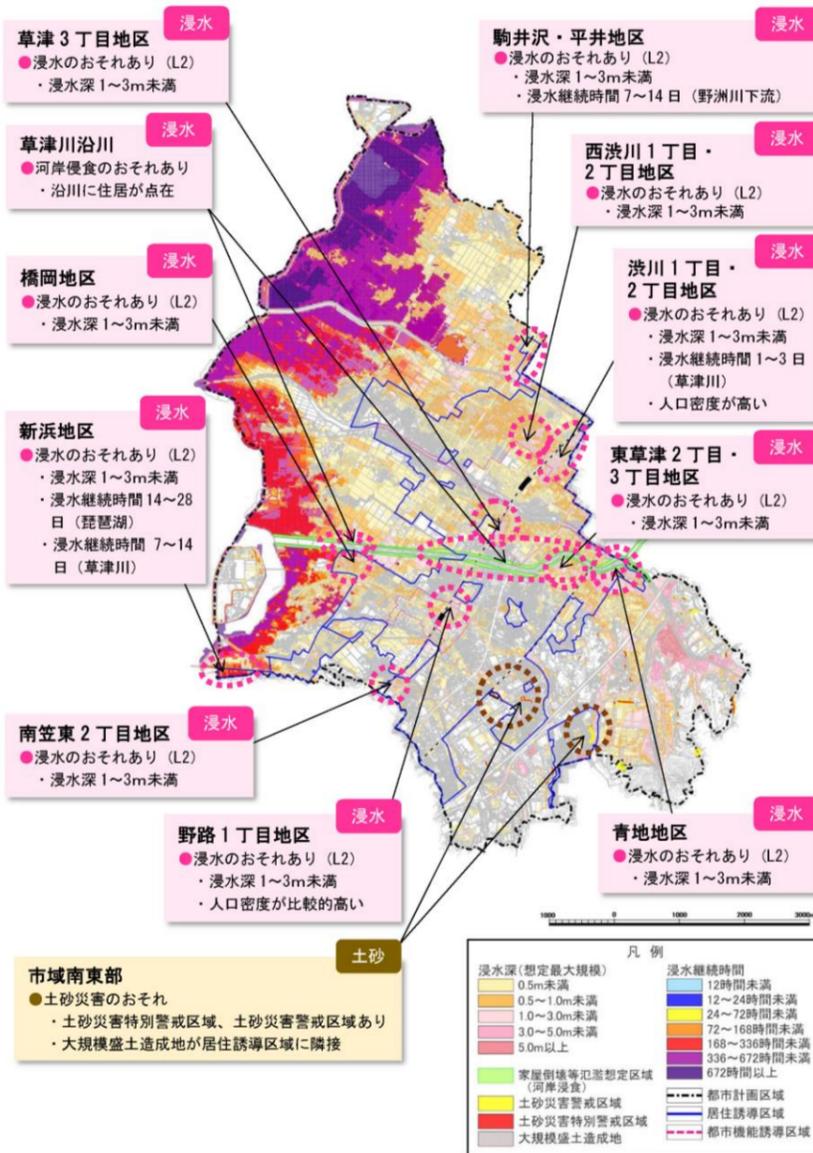
- 誘導区域見直しの考え方と方向性
- 上記を踏まえた設定方針、基本要件、区域の変更案

## 3. 見直しの主要内容

### 3(1) 防災指針の検討

#### ≪災害リスクの高い地域の抽出と課題の整理≫

- 災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせて、災害リスクの高い地域等を抽出し、防災上の課題を整理



#### ≪防災上の課題解決に向けた取組方針≫

- 今後計画されている施策や事業等を踏まえつつ、ハード・ソフトの両面から、災害リスクを低減する取組を整理

取組方針	施策一覧 (実施期間内に実施予定のもの)	災害リスク	関連計画	実施主体	実施時期の目標		
					短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
低減(ハード)	河川改修	水害	①	県	→	→	→
	草津川の河道掘削・切り下げ	水害	①	県	→	→	→
	金勝川の河積拡大・平地化	水害	①	県	→	→	→
	北川の河積拡大・平地化	水害	①	県	→	→	→
	河川改修の推進(雨水幹線の整備)	水害	③④	市/県	→	→	→
	雨水排水能力の向上 (河川・排水路の整備、維持管理)	水害	④⑤	市	→	→	→
	河川洪水に備えた調整池の確保	水害	⑤	市	→	→	→
	公共下水道(雨水)の整備	水害	②④	市	→	→	→
	上下水道施設の防災対策	水害	③④	市	→	→	→
	雨水貯留機能の向上	水害	②④	市	→	→	→
	農業用ため池の防災対策	水害	③④	市	→	→	→
	公園・緑地・オープンスペースの確保 (草津川跡地等)	地震	③④	市	→	→	→
	市条例に基づく浸水対策の促進	水害	④⑤	市	→	→	→
	無電柱化の推進(東海道草津宿本陣通り)	地震	③	市	→	→	→
	緊急輸送道路等ネットワーク等の整備	全て	③	市/県	→	→	→
密集市街地改善に向けた市街地再開発事業の推進	地震	④⑤	市/県/国	→	→	→	
公共施設の耐震化	地震	③④	市	→	→	→	
ライフラインの防災対策	全て	④	市	→	→	→	
防災機能を備えた公園や道の駅の検討	全て	⑤	市	→	→	→	
避難所の環境整備(バリアフリー化等)	全て	④⑤	市	→	→	→	
低減(ソフト)	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成	全て	④	市/ 事業者	→	→	→
	災害時に必要な物資や資機材の備蓄	全て	③④	市	→	→	→
	ハザードマップ情報の更新	全て	②	市	→	→	→
	公共施設の点検・調査	全て	③	市	→	→	→
	市民への災害関連情報の周知、避難体制の構築	全て	③④	市	→	→	→
自主防災組織への普及啓発、活動支援	全て	③④	市	→	→	→	

出典：①淀川水系 甲賀・湖南圏河川整備計画(変更原案)(滋賀県、令和5年3月)  
 ②淀川水系流域治水プロジェクト 琵琶湖(滋賀県)分会 甲賀・湖南圏(近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、令和4年)  
 ③草津市国土強靱化地域計画(草津市、令和2年(確定版))  
 ④草津市地域防災計画(震災対策編・風水害等対策編(草津市、令和5年3月修正))  
 ⑤草津市都市計画マスタープラン(令和4年1月策定)

### 3(2) 居住誘導区域および都市機能誘導区域の見直し

#### ≪居住誘導区域の見直し≫

- ①居住誘導区域への人口集積は順調に推移し、防災指針やその他の状況変化に伴い居住誘導区域を見直す必要性は生じていない  
 ⇒**現行計画の設定方針や基本要件を踏襲**
- ②R3.3に6地区を市街化区域に編入 ⇒**6地区を居住誘導区域に追加**

#### ≪都市機能誘導区域の見直し≫

- ①社会的ニーズが高い緑やオープンスペースは、市街地の集客性や回遊性、心地よさ、防災性を高めるグリーンインフラとして重要  
 ⇒**草津川跡地公園を都市機能誘導区域に追加**
- ②都市機能と人口をバランスよく誘導し、また、都市機能の集積による相乗効果を生み出すためには、コンパクトな区域設定が有効  
 ⇒**住居地域のうち、既に住宅が密集している範囲を除外**

